

令和 2 年 2 月 12 日一部改正

令和 5 年 3 月 20 日一部改正

小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱

1. 目的

本事業は、「小児がん拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 17 号健康局長通知）の別添「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「小児がん拠点病院」という。）において、小児がん患者に付き添う家族の宿泊施設や小児用のプレイルームといった生活の場を備える必要があることから、これらの施設を完備した小児がん専門病院を配置することで小児がん医療の体制整備を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業は、厚生労働大臣が指定する小児がん拠点病院が行うものとする。

3. 事業の内容

（1）宿泊施設の整備

小児がん患者の家族等が宿泊し、病院での療養生活を送る小児がん患者に付き添える環境を整備する。

（2）プレイルームの整備

小児がん患者が病院での療養生活を送るうえで必要なプレイルームを整備し、心身の成長・発達及び医療従事者や家族と子どもとの間のコミュニケーション等を図れる環境を整備する。

4. 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。